

14) 社会保障協定

海外在住邦人が日本と海外居住国での公的年金保険料の二重払い、年金受給資格年数の問題を回避する為、日本は海外各国と社会保障協定を締結している

(1) 発効済 20か国		
	ドイツ	2000年 2月発効
	英国	2001年 2月発効
	大韓民国	2005年 4月発効
	アメリカ	2005年 10月発効
	ベルギー	2007年 1月発効
	フランス	2007年 6月発効
	カナダ	2008年 3月発効
	オーストラリア	2009年 1月発効
	オランダ	2009年 3月発効
	チェコ	2009年 6月発効(※)
	スペイン	2010年 12月発効
	アイルランド	2010年 12月発効
	ブラジル	2012年 3月発効
	スイス	2012年 3月発効
	ハンガリー	2014年 1月発効
	インド	2016年 10月発効
	ルクセンブルク	2017年 8月発効
	フィリピン	2018年 8月発効
	スロバキア	2019年 7月発効
	中国	2019年 9月発効

(※)2018年8月改正議定書発効

(2) 署名済 3か国		
	イタリア	2009年 2月署名
	スウェーデン	2019年 4月署名
	フィンランド	2019年 9月署名

(3) 政府間交渉中 1か国		
	トルコ	2020年 10月 第8回政府間交渉実施

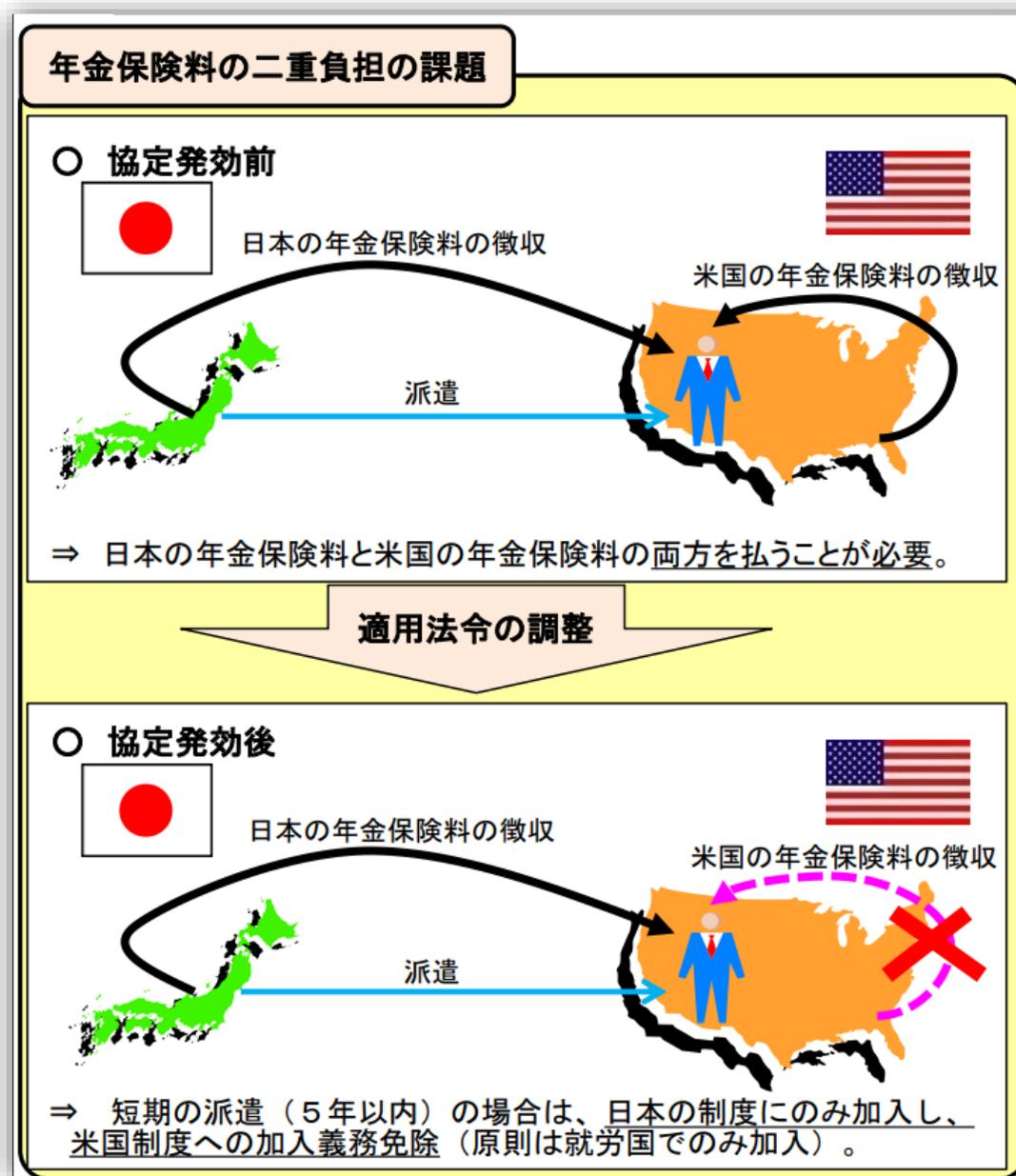
(4) 予備協議中等 3か国		
	オーストリア	
	ベトナム	
	タイ	

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/nenkin/nenkin/shakaihoshou.html>

14) 社会保障協定

1) 適用調整

日本から相手国への派遣期間が5年を超えない見込みの場合は、相手国での公的年金加入義務を免除

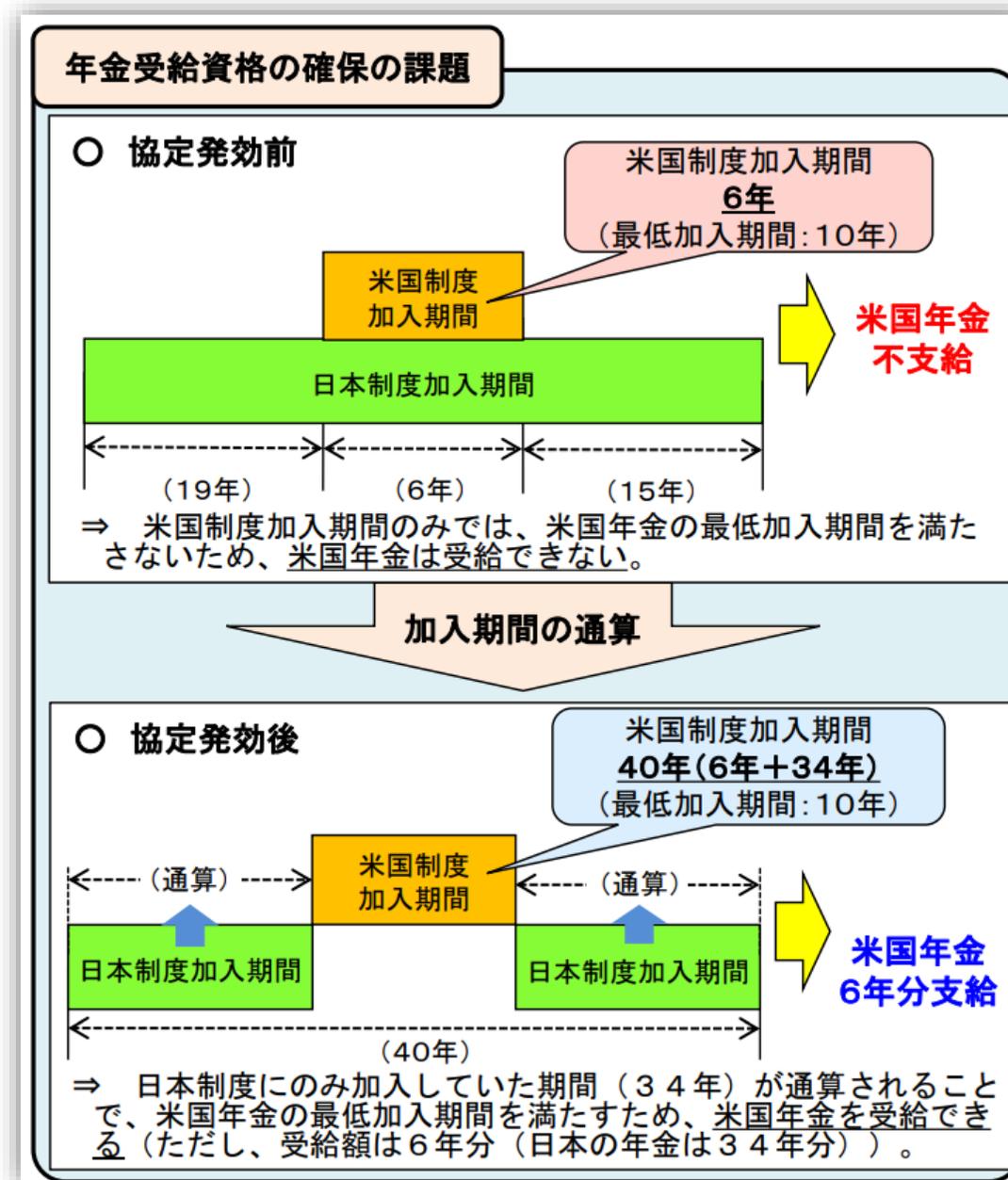


14) 社会保障協定

2) 免除期間の通算

年金受給の為の最低年金保険加入年数に到達していない場合は、両国間の年金制度への加入期間を通算し、夫々の国の制度への加入期間に応じて年金受給可

(註: 日本と英国・韓国・中国の協定ではこの条項は適用外)



14) 社会保障協定

合算対象期間(空期間)

- * 日本国籍者の海外在住期間は例え日本の年金保険料を任意で支払っていなくとも、「合算対象期間(空期間)」として年金加入期間に算入される
- * その期間は、年金の受給金額には反映されない



日本年金機構 合算対象期間

Japan Pension Service



<https://www.nenkin.go.jp/service/jukyu/roureinenkin/jukyu-yoken/20140421-05.html>